

新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業に関するQ & A

Q1 事業で助成対象となる期間はいつからいつまでですか？

A1 交付決定日から令和6年3月末日までとなります。この期間外の支出は対象となりませんのでご注意ください。

Q2 事業の申請手続きを教えてください。

A2 申請手続きは、大まかに以下の流れになります。

- ① 課題提案書の提出（募集要領 別記様式1-1、1-2）
- ② 書類選考による一次審査
- ③ ヒアリングによる二次審査
※審査委員会を実施します。申請者に対し提案内容の説明、質疑応答をお願いします。
- ④ 採択、交付決定通知
※申請締め切り日～採択まで、おおむね1か月程度を想定しています。
- ⑤ 交付申請書の提出（助成要領 別記様式第1号）
- ⑥ 提案に基づく取組の実施
- ⑦ 実施期間中に一度、遂行状況報告書の提出（助成要領 別記様式第4号）
- ⑧ 事務局（日本水産資源保護協会）による現地確認
- ⑨ 概算払い請求 ※任意（助成要領 別記様式第3号）
- ⑩ 令和6年3月末日までに、実績報告書と帳簿、証憑書類を提出（助成要領 別記様式第5号）
- ⑪ 事務局による精査・補助金支払い
- ⑫ 補助金の受領 ※令和6年4月末日以降の予定
- ⑬ 令和6年6月20日に消費税仕入控除税額報告書を提出（助成要領 別記様式第7号）
- ⑭ 事業実施年度の3年後までの各年度末における成果目標の達成状況を、翌年度の6月20日までに報告（助成要領 別記様式第8号）

Q3 どのような者が対象になりますか？

A3 水産物提供事業者（鮮魚店、量販店、コンビニなどの事業者）が、生産者や製造メーカー等と2社以上で構成する「新生活様式対応型協議会」が対象となります。

Q4 「新生活様式対応型協議会」はどのような形を想定していますか？協議会内で役員を決めたり、経理処理体制を作る必要がありますか？

A4 2社以上が関わって画期的な新商品または新しい提供方法を開発・実証するために連携する任意団体です。法務局や官公署などに提出しなければならない書類や手続きは不要です。そのため役員を決めたり、経理処理体制を作る必要はありませんが、トラブル回避等のため各社間で規定（約束ごと）の作成をお願いします。各社間で問題が発生した場合、事務局（日本水産資源保護協会）は責任を負うことができません。

Q5 これまでに、どのような取組が対象になりましたか？

A5 【新商品開発】では生産者と小売業者、料理教室がチームを作り自宅で簡便に高級感のある魚料理を調理できる国産シーフードミックスの開発、【提供方法】では、生産者とオンライン事業者がチームを作り食材と共に料理体験を販売する、などの事例が昨年度に採択されています。最後のページに詳細を掲載していますので、ご確認ください。

Q6 どのような経費が対象になりますか？

- A6
- ① 市場調査費
事業実施者が市場調査等各種活動の実施に必要な経費（アンケートや聞き取りなどの調査費、交通費、宿泊費、日当等）
 - ② 商談等旅費
事業実施者が商談、商談会の参加等に必要な経費（出展料、消耗品費、交通費、宿泊費等）
 - ③ コンサルティング等経費
事業を実施する上で専門家へコンサルティング等を依頼するための謝金等
 - ④ 広告・宣伝費
事業を実施して開発した新商品等の広告・宣伝するための経費
 - ⑤ 加工経費
新商品の開発・試作等の実証に必要な範囲内で水産物等の加工等を行うための経費
 - ⑥ 販売システム構築費
販売の流れに沿い、そこに関わる見積、受注、商品（サービス）の出荷（提供）と納品、検収、請求、入金などの情報を統合的にマネジメントするシステムを作成するための経費
 - ⑦ その他水産庁長官が必要と認めた経費
①～⑥に該当しない経費は、[事務局にご相談ください。](#)

Q7 機器の購入は対象になりますか？

A7 対象になりません。

Q8 委託費について

- A8 事業を実施するために必要な調査等を委託するために支払われる経費とします。
- 〈注意事項〉
- ・委託費が認められる業務は、委託することが必要かつ合理的・効果的な業務のみです。
 - ・委託をする際は、委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託する側である補助事業者¹に当該契約に係る成果物等が帰属されることが必要となります。
 - ・委託費の額は原則として補助金の額の50%未満となります。
 - ・委託先の選定に当たっては、原則として2者以上の見積競争により選定することが必要となります。ただし、委託する事業内容の性質上、2者以上から見積を取ることが困難な場合は、該当する企業を随意契約先とすることができます。その場合には、該当企業等を

契約の対象とする理由書が必要となります。

Q 9 補助上限額はありますか？

A 9 予算額：14,357,000 円のうち 2 次募集までの交付決定金額の残額
助成率：対象経費の 1 / 2 以内

Q 1 0 1 社が複数の協議会を作り、申請していいのでしょうか？

A 1 0 1 社につき申請は 1 回でお願いします。

Q 1 1 購入が可能な備品を教えてください。

A 1 1 原則として、パソコン、ビデオ、デジタルカメラ等の汎用性の高い物品は補助対象外であり、必要な時は構成員各社または個人所有の機器を使用するか、リースをご検討ください。また、備品の購入にあたっては、リース代や複数の品との金額比較を行ってください。1 年以上耐久性のあるものは、管理簿等において購入及び使用状況が分かるよう各自で整理してください。

備品を購入する場合は、事業内での使用方法や用途を考え、必要以上に高価・高性能のものを選択せずに、経済的に判断してください。また、汎用性の高いものの購入や、不明な点（補助事業費で購入可能か等）がある場合は、必ず事務局にご相談ください。相談なく購入した場合は助成対象外となる可能性があります。

耐用年数は、農林畜水産業関係補助金等交付規則第 5 条別表にある耐用年数に従い管理願います。（農林水産省組織規則 <https://elaws.e-gov.go.jp>）

Q 1 2 事業評価手法はどのようなことを取り組めばいいのでしょうか？

A 1 2 事業実施年度の 3 年後までの各年度における水産物提供事業者の営業総利益又は本事業に伴う売上の増額分についての成果目標を定量的に設定しているか、目標に対する実績の対比と、その要因分析が行われているか、誰が評価し、評価結果を次年度以降にどう結びつけるか。

例えば、売上金額だけではなく販売数の目標を設定しどの程度達成できたのか、また、その売上金額となった要因を分析するために新商品の評価を専門家（バイヤー等）や購入者にしてもらうことが考えられます。

また、アンケート等の実施により、開発した商品等の評価を図ることが可能です。

Q 1 3 助成金はいつ支払われますか？

A 1 3 事業期間の終了後、速やかに実績報告書及び精算払請求書と証憑書類を提出し、提出書類に不備がなければ、4 月末日以降に指定口座へ振り込む予定です。なお、実績報告書は支払時期に関わらず速やかに提出してください。

事業期間の途中で概算払い請求をお考えの場合は事務局にご相談ください。